

変更届に係る添付書類一覧表（解体業・破砕業）

次表に示す事項について変更したときは、変更した日から30日以内に ①変更届出書、②誓約書、③現に有する許可証の写し及び④該当する添付書類を提出しなければなりません。

変更事項	添付書類	住民票の写し ※1 登記されていないことの証明書 ※2	履歴事項全部証明書 法人の登記事項証明書	定款又は寄附行為の写し	法定代理人であることを証する書類	申請書添付書類の様式				標準作業書	現に有する自動車リサイクル法の許可以外の許可証の写し	
						解体業		破砕業				
						事業所等の概要	解体業に供する施設の状態 使用済自動車・解体自動車の積替え保管場所に供する施設の状態	事業所等の概要	破砕業に供する施設の状態 事業所以外の場所における積替え保管場所に供する施設の状態			
共通	住所(個人事業者の場合) ※3	○										
	所在地(法人事業者の場合)		○	○								
	氏名(個人事業者の場合)	○										
	名称(法人事業者の場合)		○	○								
	法人の組織		○	○								
	法定代理人が個人の場合	○			○							
	法定代理人が法人の場合 ※4 その法人の役員 ※5	○		○	○	○						
	役員又は政令で定める使用人	○	○									
	個人の株主又は出資者 ※4	○										
	法人の株主又は出資者 ※4			○								
他に解体業若しくは破砕業又は廃棄物処理法(第14条第1項又は第6項)の許可を受けている場合の許可番号											○	
標準作業書										○		
解体業	事業所の名称及び所在地(例:事業地の拡張等)					○	○				○	
	事業の用に供する施設					○	○				○	
破砕業	解体業を行おうとする事業所以外の場所における使用済自動車・解体自動車の積替え保管場所					○		○			○	
	事業所の名称及び所在地(例:事業地の拡張等)							○	○		○	
	事業の用に供する施設 ※6							○	○		○	
	破砕業を行おうとする事業所以外の場所における解体自動車・自動車破砕残さの積替え保管場所							○		○	○	
	破砕業の用に供する施設について廃棄物処理法(第15条第1項、第15条の2の6第1項)の許可を受けている場合の許可年月日及び許可番号											○

※1 住民票は本籍(外国人にあっては、国籍)の記載があるもの。個人番号(マイナンバー)の記載がないもの。

※2 登記されている場合は、認知、判断、意思疎通等の状態に係る医師の診断書、認知症に関する試験結果等を添付してください。

※3 登記されていないことの証明書は不要

※4 該当株主等の確認のため、確定申告書に添付した株主名簿等が必要

※5 役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わない。法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

※6 「破砕前工程」のみから「破砕前工程及び破砕工程」とする場合など破砕業の事業範囲が変更となる場合は、変更許可申請が必要

(注) 住民票の写し、登記事項証明書等の公共機関が発行する書類は、申請日前3か月以内に発行されたものとし、正本には原本を添付してください。